

第 132 回 I P U (列国議会同盟) 会議派遣参議院代表団報告書

	参議院議員	宮本	周司
	同	清水	貴之
同行	国際会議課長	倉田	保雄
会議要員	国際会議課	小川	明子
同	同	竹内	健太

第 132 回 I P U 会議は、2015 年 3 月 28 日(土)から 4 月 1 日(水)までの 5 日間、ハノイ (ベトナム) のナショナル・コンベンションセンター (N C C) において、131 の国・地域 (オブザーバーとして参加した 3 の非加盟国を含む)、8 の準加盟員 (国際議員会議)、33 のオブザーバー (国際機関等) から 1,370 名 (うち、議員 678 名) が参加して開催された。

参議院代表団は、衆議院議員 4 名と共に、日本国会代表団 (団長・鈴木俊一衆議院議員、副団長・宮本周司議員) を構成し、同会議に参加した。

以下、本報告書では、参議院代表団の活動に重点を置きつつ、本会議、評議員会及び常設委員会等の概要を報告する。

1. 開会式

開会式は 3 月 28 日、チュオン・タン・サン国家主席臨席の下開催され、サン国家主席、アミーナ・モハメッド国連事務総長特別顧問 (ポスト 2015 年開発アジェンダ担当)、サベル・チョードリー I P U 議長及びグエン・シン・フン・ベトナム国会議長から挨拶があり、最後にフン・ベトナム国会議長より I P U 会議の開会が宣言された。

2. 本会議

本会議は 3 月 29 日から 4 月 1 日にわたり開催され、以下の議題について審議が行われた。

(1) 第 132 回会議の議長の選挙

3 月 29 日、フン・ベトナム国会議長が今次 I P U 会議の議長に選出された。

(2) 緊急追加議題

①モロッコから、テロ集団による破壊又は略奪の脅威にさらされた人類の文化遺産の強化保護の確保における I P U 及び各国議会の役割について、②ヨルダンから、宗教及び宗教的シンボルの尊重並

びに意見及び表現の自由の尊重について、③チャドから、ボコ・ハラムの犯罪活動への対処における議会人の役割について、④シリアから、イラク・レバントのイスラム国（I S I L）等のテロ集団のテロリズム及び過激主義への対処におけるI P Uの役割について、⑤ベネズエラから、同国の主権及び自決権を侵害しようとする試みに直面する中でのI P Uの役割について、⑥ケニアから、気候変動の悪影響との闘いにおける各国議会の役割について、⑦オーストラリア及びベルギーから、無辜の市民に対し、ダーイシュやボコ・ハラムのような組織により実行されるテロ行為との闘いにおける各国議会の役割について、⑧イランから、テロリズムとの闘い及び人類共通の遺産の保護におけるI P U及び各国議会の役割について、計8件の緊急追加議題の挿入要請が行われた。

3月29日の本会議において、それぞれ概要説明が行われた後、モロッコ、ヨルダン、ベネズエラ及びケニアが要請を撤回したため、4件の議題案それぞれに投票が行われた。

その結果、オーストラリア及びベルギー並びにイラン提出の2つの議題案が、緊急追加議題として認められるために必要な3分の2以上の賛成票を得、うちオーストラリア及びベルギー提出の議題案が、賛成994票、反対23票、棄権174票で最多の賛成票を得たことから、今次会議の緊急追加議題として採択された。

日本国会代表団は、チャド提出、オーストラリア及びベルギー提出及びイラン提出の議題案にそれぞれ賛成20票を投じ、シリア提出の議題案については20票全てにつき棄権した。

3月30日、起草委員会が開催され、同議題に関する決議案の審議が行われた。

起草委員会では、各国議会に対し、I S I L及びボコ・ハラムによる行為を厳しくかつ全会一致で非難すること、これらのテロ組織が活発な国において、女性及び子供に対し特別の配慮をすることを要請すること等を内容とする決議案「無辜の市民、特に女性及び女児に対するダーイシュやボコ・ハラムのような組織により実行されるあらゆるテロ行為との闘いにおける各国議会の役割」が起草された。

3月31日の本会議において、起草委員会によって起草された決議案が上程され、同決議案は全会一致をもって採択された。なお、アルジェリア、チャド、カタール、サウジアラビア、モロッコ（サウジアラビアが同国を代表して発言を行った）、アラブ首長国連邦及びベネズエラは、決議前文パラグラフ6に記された「イラク・レバントのイスラム国（I S I L）」という用語は正確でなく、イスラム教、特に若いイスラム教徒に対する極めて否定的な意味合いがあるとし、

誤解を防ぐために、彼らが自称する「イスラム国」という名称を避けるべきである旨要請した。これに対し、チョードリー I P U 議長は、本決議も I P U も当該グループがイスラム教とは全く関係がないと認識していることを確認した。また、カンボジア、ウガンダ及びアラブ首長国連邦は、同決議がテロ集団に兵士として採用されやすい若者に関して十分言及していないことに遺憾の意を示した。

(3) 「持続可能な開発目標：言葉を行動に移す」に関する一般討議

一般討議は、3月29日から31日までの3日間にわたり行われ、鈴木議員及び宮本議員を含む110名の各国議員等が演説した。

宮本議員は、3月31日の同討議において、中小企業が、包摂性、持続可能性、強靱性を兼ね備えた質の高い成長を達成するために重要であり、貧困削減や社会基盤構築に欠かせない存在である旨指摘した。その上で、我が国の中小企業振興の取組とその知見を生かした協力を紹介し、我が国も O D A 等を通じて持続可能な開発目標 (S D G s) が言葉だけに終わらないよう積極的に取り組んでいく旨表明した。さらに、議会人として、S D G s の達成のために、援助の実施の検証や政策提言を行う等、議会が持つ手段を十分に活用する必要があることを強調した。

4月1日、同討議の成果を取りまとめた成果文書「ハノイ宣言」が最終本会議において全会一致で採択された。同宣言は、人間中心の持続可能な開発へのアプローチの重要性、各国政府に目標に対する説明責任を持たせ、それを可能にする法律の成立及び予算の採択を保証する議会人の責務、選挙民に目標を周知すること等により、目標に関する各国のオーナーシップを強化するために最善を尽くすという議会人の約束、ポスト2015年開発アジェンダ、開発のための資金調達、気候変動及び防災について本年行われる交渉の成果の一貫性が、国内レベルにおけるこれらの効果的な実施に必要不可欠であること等を謳ったものである。

(4) サイバー戦争：平和と世界規模の安全保障に対する深刻な脅威

4月1日の最終本会議において、平和及び安全保障に関する委員会（第1委員会）によって起草された決議案が提出され、採択された。

決議は、各国議会に対し、サイバー空間の発展性に起因する潜在的な脅威に適応する最善の方法について検討するため、各国の法的枠組みを見直すこと、各国の国内法及び規制がサイバー技術の犯罪的利用を容認しないことを保証することを要請する等の内容となっている。

(5) 水ガバナンスの新たな制度構築：水及び衛生に関する議会の活動の促進

4月1日の最終本会議において、持続可能な開発、金融及び貿易に関する委員会（第2委員会）によって起草された決議案が提出され、採択された。

決議は、各国議会に対し、水管理並びに水及び衛生に対する人権に関する国際条約、慣習法及び決議の適切な実施のための立法、多様なレベルの効率的なガバナンスのための十分な予算の確保、省庁間の協力及び利害関係者の参画を含む統合的水資源管理計画の策定及び実施による水の安全保障の促進を要請する等の内容となっている。

(6) 国際法における国家主権、内政不干渉及び人権

4月1日の最終本会議において、民主主義及び人権に関する委員会（第3委員会）によって起草された決議案が提出され、採択された。

決議は、各国議会に対し、国連人権理事会及び各国における国際人権法の遵守状況を監視するためのメカニズムへの積極的な参加、独立した有効な国内人権機関の整備の支援、人権の尊重、促進及び保護のための国際制度の強化を要請又は奨励する等の内容となっている。

(7) 各常設委員会の報告

各常設委員会から今次 I P U 会議期間中の活動の報告が行われ、本会議で承認された。

(8) 第 134 回 I P U 会議における平和及び安全保障に関する委員会及び持続可能な開発、金融及び貿易に関する委員会の議題の採択及び報告委員の指名

4月1日の最終本会議において、平和及び安全保障に関する委員会及び持続可能な開発、金融及び貿易に関する委員会により上程された第134回 I P U 会議の議題及び共同報告委員の指名に係る提案が承認された。

- ・テロリズム：民主主義及び個人の権利への脅威に対する国際協力を高める必要性（第1委員会所管）
- ・人類の有形及び無形文化遺産の破壊及び劣化からの永続的な保護の確保（第2委員会所管）

3. 常設委員会

(1) 持続可能な開発、金融及び貿易に関する委員会(第2委員会)

第2委員会(R・レオン委員長(チリ))は、3月29日、30日及び31日に開催され、「水ガバナンスの新たな制度構築：水及び衛生に関する議会の活動の促進」についての審議、「水ガバナンスに関するIPU決議についてのフォローアップ：前進させる」に関する対話型討議等が行われた。

3月29日、まず、共同報告委員であるI・カシス議員(スイス)及びJ・J・ムウィムブ議員(ザンビア)より決議案及び説明覚書の報告があり、その後、決議案の逐条審議が行われた。

3月30日、本会議に提出される決議案が承認された。その後、対話型討議に移り、清水議員を始め21名の各国議員が発言した。

清水議員は、効果的な水資源の管理を行うためには、水問題についての国の基本理念等を定めた包括的な基本法及びこれと一体となった総合的な水資源管理計画を策定することが重要であるとした上で、議会人は重要な役割である監視の役割を果たしつつ、IPU決議に沿って策定及び実施されているか検証することも必要であるとの考えを述べた。また、過去参議院に設置された調査会を例に挙げ、IPU決議の認知度を高める仕組みとして、議会内に水問題に特化した組織を設けて、その中でIPU決議の内容を取り上げる方法を提案した。

(2) 国連に関する委員会(第4委員会)

第4委員会(エル・ハッサン・アル・アミン副委員長(スーダン))は、3月29日及び31日に開催され、国連70周年を記念する対話型討議、国連カントリーチームと各国議会との対話を調査するIPU現地派遣のレビューに関する討議、及び新たな持続可能な開発目標(SDGs)を各国議会の活動において主流化するための各国議会の制度面での能力の評価に関する討議が行われた。

宮本議員は、国連70周年を記念する対話型討議に出席し、国連安保理改革に関し、安保理の正統性と代表性の改善を果たしていくことが急務であり、国連創設70周年の節目の本年に具体的な成果を得る必要があるとした上で、我が国は、途上国の代表性を高めていくG4案への協力を各国政府に働きかけている旨述べた。また、改革された安保理においても、国際社会の抱える課題の解決のために取り組んでいく旨表明した。

4. 第196回評議員会

第196回評議員会は、3月29日及び4月1日に開催された。審議

の主な内容は以下のとおりである。

(1) 執行委員の選挙

今次会議において選挙される執行委員について、アジア・太平洋地域グループ推薦の鈴木議員を含む、各地域グループ推薦の3名の候補者が、拍手をもって選出された。鈴木議員の執行委員としての任期は、2018年10月までである。

(2) 2014年度IPU決算

2014年度IPU財務報告書及び監査済財務諸表に係る審議が行われた後、同年度IPU決算が承認された。

(3) 今後の会議

今後の開催が確認された会議のうち、主なものは以下のとおりである。

- ・IPU世界若手議員会議（2015年5月27日及び28日、東京、日本）
- ・第133回IPU会議（2015年10月17日～21日、ジュネーブ、スイス）
- ・第134回IPU会議（2016年3月19日～23日、ルサカ、ザンビア）

5. ASEAN+3会合

ASEAN+3会合（議長国：フィリピン）は、3月28日の午前で開催された。審議の主な内容は以下のとおりである。

(1) 第132回IPU会議における欠員補充

上杉光弘前執行委員の後任となる、アジア・太平洋地域グループを代表する執行委員1名の欠員補充に関し、本会合に出席できなかった鈴木議員に代わって、同議員の立候補表明メッセージを宮本議員が代読し、その後、本会合として日本の鈴木議員を支持することが決定された。

(2) 緊急追加議題に関する審議

モロッコ提案のテロ集団による破壊又は略奪の脅威にさらされた人類の文化遺産の強化保護の確保におけるIPU及び各国議会の役割に関する緊急追加議題の挿入要請を支持することを決定した。

(3) 次回ASEAN+3会合議長国

次回ASEAN+3会合（2015年10月、ジュネーブ）の議長国はシンガポールとすることが決定された。

6. アジア・太平洋地域グループ会合

アジア・太平洋地域グループ会合（議長国：マレーシア）は、3月28日のASEAN+3会合終了後に開催された。審議の主な内容は以下のとおりである。

（1）IPU執行委員会の報告

3月26日及び27日に開催されたIPU執行委員会の概要について、M・R・ラッバニ執行委員（パキスタン）から報告が行われた。

（2）チョードリーIPU議長による演説

チョードリーIPU議長により演説が行われ、アジア・太平洋地域グループ事務局創設の提案等がなされた。

（3）第132回IPU会議における欠員補充

上杉前執行委員の後任となる、本地域グループを代表する執行委員1名の欠員補充に関し、日本の鈴木議員が推薦を得ることとなった。

（4）緊急追加議題

イランから、テロに関する決議案を提出した各国と決議案を一本化する旨提案があり、本地域グループとしてこれを支持することを決定した。

7. 若手議員フォーラム

若手議員フォーラムは、3月29日の午前に開催され、清水議員が出席した。清水議員は、本年5月27日及び28日に東京で開催されるIPU世界若手議員会議への参加を要請した。

8. その他

日本国会代表団は、各会議の合間を縫って、マレーシア及びタイの代表団並びにチョードリーIPU議長及びマーティン・チュンゴングIPU事務総長と懇談の機会を持つ等の活発な議員外交を通じて、相互理解及び友好親善の促進に努めた。

また、参議院代表団は、ラオス代表団との懇談を行うとともに、ハノイ市内の交通網等のインフラ整備状況、看護師・介護福祉士研修施設、排水処理ポンプ場及びタンロン工業団地等の視察を行った。

サイバー戦争：平和と世界規模の安全保障に対する深刻な脅威

(2015年4月1日、本会議にてコンセンサス*により採択)

第132回IPU会議は、

- (1) 情報通信技術（ICTs）は、統合及び開発の手段であり、国際法、特に、主権、不干渉、国家の主権平等、紛争の平和的解決及び武力による威嚇又は武力の行使の禁止に関する国連憲章の規定及び原則を侵害するため、国家又は非国家主体により利用されてはならないことに留意し、
- (2) 国際安全保障の文脈における情報及び電気通信分野の進歩に関する国連の政府専門家会合により達成された活動を確認し、
- (3) 人々のサイバー空間へのアクセスには、特に、衛星、光ネットワーク及び高度なコンピュータプログラムを通じた広範なデジタル通信や情報、画像、音声・映像及びコンピュータ化されたデータの系統的な交換、知的ツール及び設備、ソフトウェア、先進的なオペレーティングシステム並びに人々がそれぞれの目的のためにそれらを利用する可能性が含まれることを考慮し、
- (4) 科学技術の不適切な利用は、国家、地域レベルにとどまらず世界レベルにおいても有害な影響を及ぼし得ることから、国際的に適用される法的規制機関及び手段は、その目的及び活用に留意して設けなければならないことを確認し、
- (5) サイバー空間がもたらす世界中のあらゆる人々への莫大な社会経済的利益を考慮すると、サイバー領域における予測可能性、情報セキュリティ及び安定性は、必要不可欠なものであることを確信し、
- (6) 1976年12月10日の国連総会決議31/72（環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約に関する決議）、2000

* ベネズエラ代表団は、「サイバー戦争」という用語の使用について留保を表明した。

年 12 月 4 日の同決議 55/63 及び 2001 年 12 月 19 日の同決議 56/121（情報技術の犯罪的悪用との闘いに関する決議）、2014 年 12 月 2 日の同決議 69/28（国際安全保障の文脈における情報及び電気通信分野の進歩に関する決議）及び 2002 年 12 月 20 日の同決議 57/239（サイバーセキュリティの国際的文化の創造に関する決議）を考慮し、

- (7) 環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約（1977 年）、欧州評議会のサイバー犯罪に関する条約（ブダペスト条約）及び同追加議定書（コンピュータシステムを通じて行われる人種差別的及び排外主義的性質の行為の犯罪化に関する議定書）（2001 年）、情報技術犯罪との闘いに関するアラブ条約（2010 年）及び国際情報セキュリティの分野における協力に関する上海協力機構協定（2010 年）を含む、サイバー犯罪、国際組織犯罪、情報交換及び行政支援に関する国際的及び地域的協定の重要性を認識し、また、サイバー戦争を防止するための国際条約の重要性を認識し、
- (8) サイバー政策の概念、定義及び基準は、特にサイバー戦争という観点から国際平和及び安全保障と関連するものであるが、一般的に理解されておらず、いまだ国家レベル、地域レベル及び国際レベルにおいて明確にされようとしている段階のものもあり、国際合意がいまだ存在しない分野もあることを十分認識し、
- (9) 二国間、地域及び多国間のイニシアチブ、特に、国際安全保障の文脈における情報及び電気通信分野の進歩に関する国連の政府専門家会合のイニシアチブによる、サイバー空間における国家が容認可能な行動についての共通認識形成に向けた国際会議における進展を歓迎し、
- (10) 国際公法の幾つかの原則、特に国連憲章、ジュネーヴ諸条約（1949 年）及び追加議定書、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約並びに女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約に含まれる原則は、サイバー空間と関連があり、同空間に適用可能であるとともに、平和及び国際的な安定の維持並びに、開かれ、安全で、平和かつ男女が平等にアクセスできる ICT 環境の促進のために必要不可欠であることを確認し、

- (11) サイバー空間は、インターネット以上のものであり、ハードウェア、ソフトウェア、データ及び情報システムの利用は、ネットワーク及びITインフラの効果を凌駕し得るとともに、経済成長の手段として考慮されており、また、ジェンダー不平等を含む不平等がICT環境に存在していることを考慮し、
- (12) サイバー政策の様々な分野は、それぞれ性格が異なっているものの、密接に関連しており、サイバー空間における国際平和及び安全保障の面に相互に影響を及ぼし得るという事実を認識し、
- (13) 個人、組織及び国家による、第三国を攻撃するための外国のコンピュータシステムの非公然かつ違法な利用は、国際紛争を誘発する可能性があることから、重大な懸念事項であることを考慮し、
- (14) また、サイバー空間は紛争の新たな領域として、大半ではないにせよ多くのサイバー資源が民間及び軍事双方に利用可能となる、新たな操作環境として悪用される可能性があることを考慮し、
- (15) サイバー空間は、分離した領域ではなく、その中での安定を脅かす行動は、世界中の社会生活の他の分野に深刻な影響を及ぼし、他の伝統的な形態の危機又は紛争の引き金となり、若しくは新たな形態の紛争をもたらす恐れがあることを認識し、また、ICTsの悪意ある利用により生じる脅威に対する地域的及び国際的な協力が必要であることを確信し、
- (16) また、国家は、民間セクター及び市民社会に対し、ICT製品及びサービスに対するサプライ・チェーンのセキュリティを含む、ICTsのセキュリティ及び利用を改善するために適切な役割を果たすよう奨励すべきであることを確信し、
- (17) 武力の配備及び行使のための軍事ICTシステムは、サイバー戦争行為の影響を受けやすく、第三者がそのようなシステムを奪取し配備することにより、権限のない違法かつ破壊的な武力的行使が引き起こされる恐れがあることを認識し、完全自律軍事システム（「殺人ロボット」）には、最終的な標的決定の際の人的検証がないため、こういった権限のない配備の対象になる可能性が高いことを懸念し、また、核兵器指揮統制システムのハッキングは、権限のない核兵器の発射及び爆破をもたらす、前例のない大惨事を引き起こしかねないということを特に懸念し、

- (18) ICTsの利用が国家及び国際的な安全保障環境を作り変えてきたこと、そして、そうした技術が悪意ある目的のために利用され、人権及び市民権を侵害し得ることに留意し、また、近年、女性及び女児に対する暴力を含む犯罪及び破壊行為を行うために、国家及び非国家主体双方によってICTsが利用されるリスクが、著しく高まっていることに留意し、
- (19) ICTsの違法利用が国家基盤、国家安全保障及び経済開発に与え得る悪影響に留意し、また、これらから生じる課題を防ぎ、それらに対処し、ICTsのプラスの側面を強化し、潜在的なマイナスの影響を防止し、ICTsの平和的及び合法的利用を促進し、並びに科学的な進歩が平和の維持及び人々の幸福と発展の促進を目的とすることを保証する実行可能な唯一の手段は、国家間の協力であり、これはまた、サイバー空間が軍事作戦の舞台となることを防止することを認識し、
- (20) サイバー戦争は、戦争の手段及び方法としてのデータストリームによるコンピュータ又はコンピュータシステムに対する操作も含むものであり、それらは経済、政治又は社会の不安定化という目的のために情報収集し、武力紛争中に限らず、死、傷害、破壊又は損害を引き起こすことが合理的に想定されるものであることを考慮し、
- (21) サイバー防衛及びサイバー犯罪規制措置は、相互に補完するものであることを認識し、この関連で、インターネット及び他のコンピュータネットワーク経由の犯罪に関する唯一の国際条約であるブダペスト条約は、原締約国以外にも加入を開放していることに留意し、
- (22) サイバー空間の軍事的利用及び具体的な行動の影響が、まだ十分に理解されていないことに留意し、また、多くのサイバー行動は、その性質、範囲、潜在的重大性及び他の環境によっては、安全保障の状況を不安定にする影響を有し得ることに留意し、
- (23) サイバー攻撃の実際の脅威に対処するための選択肢として、核抑止力を維持すべきという軍事計画立案者による提案を懸念し、

- (24) 国家間の戦略的な意思疎通の欠如、拙速な責任転嫁並びに同盟国及び敵対国の優先事項に対する限定的な理解は、サイバー領域において、誤算、誤認及び誤解を招く恐れがあり、それゆえ、国家間の透明性、予測可能性及び協力を向上することを本質とする信頼醸成措置を導入することが重要であることを確認し、
- (25) 国際平和及び安全保障に対するリスクが、国家及び非国家主体による、巧妙かつ悪意ある手段や技術の開発及び拡散とともに増大してきたことを考慮し、
- (26) 他の国家に対する経済的、制限的又は差別的措置を適用する手段として、情報又はサービスへのアクセス制限を目的とした国家によるサイバー空間利用を拒絶し、
- (27) 国際法、国連憲章の目的及び原則並びに国際的に認められている国家共存のルールに違反した I C T s の利用を非難し、
- (28) また、通信、情報収集、戦闘員の募集、組織、攻撃の計画及び調整、意見及び行動の宣伝並びに財政的支援要請のための犯罪者又はテロ集団による I C T s の利用を非難し、また、その際、これらの集団がしばしば特定の社会集団の脆弱性を悪用することに留意し、さらに、国際平和及び安全保障を揺るがし脅かすようなサイバー空間の利用を非難し、
- (29) 特に、資金調達、人員募集又は人々を暴力及び憎悪に駆り立てる意見の表明といった違法行為のために、テロリスト又はテロ組織がインターネットを利用することを防ぐため、国際インターネット条約の締結に向けて活動する必要性に留意し、
- (30) 戦争中又は紛争中の性的暴力行為は、戦争犯罪としてみなされることを想起し、また、I C T s を利用してそのような行為を広め、国民、コミュニティ又は国家を威圧、脅迫し、又は恐怖に陥れることで強制的に服従させることは、サイバーにおける戦争犯罪となることを考慮し、
- (31) サイバー空間のセキュリティ管理と、プライバシー、機密保持、知的財産並びに電子政府及び電子商取引の発展の尊重とのバランスを取る必要があることを考慮し、

(32) また、ICT分野において、国家、地域及び国際レベルの実用的な信頼醸成措置を策定する必要があることを考慮し、

(33) 国家によるスパイ活動に限らず、技術のあらゆる意図的な悪用を非難し、

1. 各国議会に対し、サイバー領域における国家及び国際安全保障の複雑性をより理解し、サイバー政策の策定における様々な分野の相関を考慮する能力を構築するよう勧告する。
2. 各国議会に対し、国家レベルにおいて、サイバー依存、リスク及び課題への全体的な理解を深めるため、政府の他部門、市民社会及び民間セクターと協力するよう奨励する。また、各国政府に対し、特に電子政府の発展及び国家安全保障に関して、サイバー依存のマイナスの影響を減少させるとともに、国家サイバーセキュリティ戦略の採択を促進するよう奨励する。
3. 全ての議会に対し、サイバー空間の発展性に起因する、犯罪、テロリズム及び／又は戦争という観点からの潜在的な脅威に適応する最善の方法について検討するため、各国の法的枠組みを見直すよう要請する。
4. また、各国議会に対し、戦争犯罪とみなされる戦争中及び紛争中の女性及び女兒に対する性的暴力行為及びサイバー戦争における犯罪であるICTsを利用したそのような行為の拡散に対抗する法律を制定するよう要請する。
5. 各国議会に対し、サイバーセキュリティに十分な資源が配分されることを保証する観点から、国家財政を精査する責任を負うよう奨励する。
6. また、各国議会に対し、サイバー関連活動の厳格な監視を確保するため利用可能なあらゆる監視手段を活用するとともに、表現の自由を保障しICTツールを活用する国民の能力を損なわないよう、適切なセーフガード、ガバナンス構造及び既存の制度を活用しつつ、各々の憲法を十分考慮したサイバー攻撃に対するより厳しい罰則を規定する国内法を制定するよう奨励する。

7. 武力紛争法を含む国際法が、サイバー戦争にも適用されなければならないと自国の政府がいまだ明確に表明していない各国議会に対し、その正しい適用の方法がいまだ国際的に議論されている問題であることに留意しつつ、戦争の手段及び方法としてのサイバー作戦の実施を確実に制限するため、自国政府にそうすることを要請するよう勧告する。
8. 各国議会に対し、サイバー防衛、能力構築及びサイバーテロと闘うための行動を含む包括的なサイバーセキュリティ戦略を策定するため、政府の他部門及び市民社会と協力するよう奨励する。
9. 各国議会に対し、国内全ての利害関係者に、サイバーセキュリティ情報及びベストプラクティスの普及を支援するよう要請する。
10. 全ての議会に対し、ICTsの利用に関するサイバー脅威に対応するため、民間セクター、学者、技術者、市民社会及び女性組織・協会を含む全ての利害関係者の有意的な参加を確保するよう要請する。
11. 核兵器保有国の議会が、自国政府に対し、核兵器の使用を禁止し撤廃を実現するための協定に向けた交渉に従いつつ、サイバー攻撃を通じた核兵器システムの権限のない起動及び配備を防止するために、警報即発射方針を撤回し、核兵器を高度の作戦即応性から解除するとともに、核兵器使用のための意思決定時間を延長することを要請するよう勧告する。
12. 全ての議会に対し、国内法規が、国家間紛争の助長を目的としたサイバー技術の犯罪性のある利用を許容せず、犯罪者の免責及び安全な避難場所を提供することにならないことを保証するよう要請する。
13. 各国議会に対し、国家レベルにおけるサイバーセキュリティ及びサイバー防衛戦略の効率性を向上させるために、公共及び民間セクターの緊密な協力及びパートナーシップを促進するよう奨励する。

14. サイバー空間において活動することの利益及び利便性並びに悪用により発生し得る有害な影響についての認識を高めるため、教育分野、地域社会組織及び市民の参加を得た戦略的情報計画を適用するよう勧告する。
15. また、国家がICTsを活用する際に、国際法及び国連憲章を遵守するよう勧告するとともに、平和並びに国際的な安定及び安全保障を強化し、責任ある国家の行動の基盤となる関連国際法並びに派生する基準、法規及び原則を適用するという共通理解につながるような協調的措置を採ることを、立法及び行政レベルにおいて考慮するよう勧告する。
16. 各国議会に対し、サイバー犯罪に対する国内法を強化し、国際協力の有効性を向上させる手段として、ブダペスト条約への可能な限り広範な加入を支援するよう奨励する。
17. 各国議会に対し、透明性、予測可能性及び協力の向上並びに誤解の軽減を促進し、サイバー領域を利用した紛争のリスクを緩和する実際的な信頼醸成措置を講ずるとともに、サイバー空間の利用が国際法、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約及び国際的に認められた共存のためのルールと十分に適合することを保証する、地域及び国際レベルにおける適切な規制及び監視措置の策定及び採択を強く求めるよう勧告する。
18. 各国議会に対し、サイバー脅威を防ぎ、対抗するための能力構築を支援する手段及び資源の利用を支持するよう要請する。
19. 関連する国際機関と共に、IPUに対し、各国によるICTsのより良い利用並びに適切で安全なサイバー空間の利用を保証する国際協定を促進する観点から、また、ICTsの利用に内在する安全保障リスクを軽減させるという意味で、平和並びに国際的な安定及び安全保障につながる信頼醸成措置のグッドプラクティスを共有するとともに、共同メカニズムを開発する観点から、各国議会間の協力を支持するよう強く要請する。
20. 各国議会に対し、サイバー空間の平和的利用を支援して、安全な環境を築くとともに、表現及び情報交換の自由が、公共の安全及び安全保障上の懸念と適切に調整されることを保証するにあたって積極的な役割を果たすよう奨励する。

21. また、各国議会に対し、自国政府と協力してサイバー戦争を防止する国際協定を制定するとともに、国際平和及び安全保障の法体系をサイバー空間に適用し、国際基準を確立し、さらに、サイバー攻撃に対する国家及び国際的な対応をこれらの協定や基準に確実に合致させるよう奨励する。
22. さらに、予防、調査、並びに犯罪者への起訴及び罰則に関して、開発途上国に技術支援及び能力構築を提供するとともに、サイバー戦争に関するネットワークセキュリティを強化するための国際協力を奨励する。
23. I P Uに対し、国連が水、電気及び病院のネットワークのような重要インフラに対する違法監視及びサイバー攻撃を禁止する決議を採択するよう強く促すことを要請する。
24. 国連に対し、サイバー攻撃に関する世界的な登録制度を創設することによってサイバーセキュリティを強化するよう奨励する。
25. 特に、サイバー空間、サイバーセキュリティ、技術及び通信に関する法律文書、協定及び協力協定が、再検討及び更新されるよう奨励する。
26. I P Uが本決議に基づいて行動し、国連総会に対し、関連する問題に関し統一的な立場を採り、サイバー戦争の防止に関する国際条約を起草する観点から、サイバー戦争の防止に関する会議の開催を働きかけるよう提案する。

水ガバナンスの新たな制度構築：
水及び衛生に関する議会の活動の促進

(2015年4月1日(水)、本会議にてコンセンサス*により採択)

第132回IPU会議は、

- (1) 淡水資源がベーシック・ヒューマン・ニーズ、健康、食料生産及び生態系の保全にとって不可欠なものであることを認識し、高い災害リスクを回避・緩和し、強靭さを高め、最終的には持続可能な開発に資するため、水管理を改善する必要性を強調した第100回IPU会議(モスクワ、1998年9月)及び第130回IPU会議(ジュネーブ、2014年3月)にて採択された決議に言及し、
- (2) 2005年11月29日及び30日にバイルートで行われたアラブ諸国の議会のためのIPU地域セミナー「持続可能な開発に関する議会のための世界的な能力構築イニシアティブ」を想起し、
- (3) 安全かつ清潔な飲料水及び衛生に対する権利は満ち足りた生活を享受するために必要不可欠な人権であると認識された、2010年7月28日の国連総会決議64/292及び2013年12月18日の同決議68/157並びに2014年9月の人権理事会決議27/7を考慮し、
- (4) 1997年の国際水路の非航行利用に関する条約が発効し、1992年の越境水路及び国際湖沼の保護及び利用に関する条約が世界各国に開放されたことに留意し、
- (5) 人口増加、気候変動、急速な都市化、近代的な農業の要求の高まり、産業化、自然災害、砂漠化、森林伐採、エネルギー需要の増加及び効果的なガバナンスの欠如等の要因による水資源に対する圧力の増大を深く懸念し、
- (6) 同様に、水不足は既に全ての大陸において3人に1人に影響を与え、効果的な管理が行われなければ、2025年までに世界人口の約

* ベネズエラ代表団は、「水ガバナンス」という用語の使用について留保を表明した。

3分の2、特に女性及び子供が水ストレスにさらされ、18億人が深刻な水不足に直面するであろう事実を懸念し、

- (7) また、7億4,800万人が改善された飲料水資源へのアクセスを持たず、25億人がいまだに改善された衛生へのアクセスがなく、10億人がいまだに屋外排泄を行っている事実を深く懸念し、
- (8) 世界規模の数値・統計は、深刻で根強い国家間及び国内の格差を覆い隠しており、そのような不平等を漸進的に是正するために、特にジェンダー平等に重点を置き、的を絞った対策が取られなければならないことを認識し、
- (9) 水質汚染、水の過剰な利用、国内及び国際河川流域及び帯水層における協力の欠如、並びに水及び衛生に対する人権の実現は相互に関連した問題であることに留意し、
- (10) 水ガバナンスは国家間の平和維持の重要な要素になる可能性があり、また、グッド・ガバナンスによって協力を促進し、水に関連した紛争を回避できる可能性があることに留意し、
- (11) 水資源の管理に関する国際法及び各国の法制度は整合的でないのが一般的であり、実際には履行が不十分であることを認識し、
- (12) 男性と女性は、特に開発途上国及び農村地域においては、家事及び地域の水管理において異なった、そしてしばしば対等でない貢献をしており、そこでは、女性及び女兒が、暴力を受ける大きな危険にさらされ、安全性が確認できない状況において、頻繁に長い道程を通過して家族のために水供給を行っていることを認識し、
- (13) 各国は、水・エネルギー・生態系・食料をめぐる安全保障の関係を考慮に入れ、廃水処理を改善し、地表水及び地下水汚染を防止及び減少させることにより、統合的水資源管理を一層推進すべきであることを確信し、
- (14) 統合的水資源管理戦略が、水及び持続可能な開発に関するダブリン宣言に規定された原則に基づいており、1992年にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議のアジェンダ21に組み込まれていることを想起し、

- (15) 現在及び将来の世代のために、水資源の質及び量を保ち持続可能な管理を行うことが喫緊かつ絶対的に必要であることを強調し、
- (16) また、水資源の効果的管理及び多様なレベルのグッド・ガバナンスは、水及び衛生に対する人権の実現のために不可欠な前提条件であることを強調し、
- (17) 水及び衛生に対する人権の実現に寄与する良い水ガバナンスの制度を構築するにあたり、女性が意思決定プロセスにおける能動的な参加者であり、そのニーズ及び意見を表明しうることを尊重しながら、議会人が果たす重要な役割を想起し、
- (18) 議会人は、全ての現在及び将来の世代のために、水が確保された世界を実現すべく、国内の法的枠組みを整備することに重大な責任を有することを認識し、
1. 各国議会に対し、全ての人々に水及び衛生の利用及び持続可能な管理を保証するために、ポスト 2015 年開発アジェンダに独立した包括的な水及び衛生に関する目標を入れるよう呼びかけ、その目標に具体的な行動及び特に世界的指標を用いた、効率的な監視制度の開発を含めるよう要請する。
 2. また、各国議会に対し、水管理並びに水及び衛生に対する人権に関する国際条約、慣習法及び決議の適切な実施のための立法を行い、これらに対する理解を高めるために適切な人材育成及び継続教育を行うとともに、責任ある水の利用を促進することを目的とした市民に対する啓発キャンペーンを奨励するよう要請する。
 3. 各国議会に対し、女性があらゆる地域、国家及び国際的な水ガバナンスの意思決定機関に参加することを保証するよう強く推奨する。
 4. 各国議会に対し、全ての現在及び将来の世代のために水が確保された世界を構築し、全ての人々に対し水の入手可能性、アクセス及び安全を確保することを目的として、多様なレベルの効率的なガバナンスのために十分な予算配分を確保し、水部門における投資を促進するために公共部門と民間部門の間の対話及

びパートナーシップを奨励する法律及び規制の枠組みを構築するよう強く要請する。

5. また、各国議会に対し、各国における水及びエネルギーの保全を奨励し、技術革新に拍車をかけ、持続可能な利用を保証するため、包括的及び統合的な法律を承認するよう強く要請する。
6. さらに、各国議会に対し、その権限内で、全ての人々の個人及び家庭での水の利用に優先権を与えつつ、差別することなくジェンダー平等及び社会の最も弱い弱者なセクターに特に重点を置きながら、競合する人々の需要の均衡をとるために、省庁間の協力及び利害関係者の参画を含む統合的水資源管理計画の策定及び実施により水の安全保障を促進するよう強く要請する。
7. 水資源を共有している各国に対し、国際水路に関する事項について協力し、前文パラグラフ4で言及された国境を越えた水に関する協力のための国際的な法的枠組みに加わることを検討するよう奨励する。
8. 各国及び国際機関に対し、全ての人々に、安全、清潔、アクセス可能で入手可能な飲料水及び衛生を提供する努力を拡大するために、特に開発途上国に対し、財源、能力開発及び技術移転を提供すべく、国際支援及び協力を行うよう要請する。
9. 各国議会に対し、淡水源の保護及び保全に関して行った各国の公約を自国の政府が守るよう強く要請することを奨励する。
10. 議会人に対し、水及び衛生の管理の改善における地域コミュニティの関与を支援及び強化するよう要請する。
11. 各国、特に先進国に対し、協力を促進するとともに、持続可能な開発を目的とした水計画並びに効果的で持続可能な水の保護及び利用に関するものを含む、開発途上国の水管理の取組を支援するよう要請する。
12. I P Uに対し、水関連の問題に関わる議会人の活動を支援するために、人権に基づいた水管理に関する法律及び政策のベスト・プラクティスの収集を行うよう要請する。

13. また、I P Uに対し、加盟議会がこの決議において示された勧告について各々の国及び地域においてフォローアップを行うことを促すよう要請する。

国際法における国家主権、内政不干渉及び人権

(2015年4月1日、本会議にてコンセンサス*により採択)

第132回IPU会議は、

- (1) 諸国間における法の支配を促進する上で、その全てが最も重要である国際法、人権、国家主権及び内政不干渉に関するIPU及び国連総会の過去の決議の関連規定、並びに国連憲章、世界人権宣言、ウィーン宣言及び行動計画、並びに関連する国際的な人権に関する文書を想起し、
- (2) 国家の主権平等が国際協力の基礎であり、安定に必須の要因であることを再確認し、
- (3) 国際法は、国家の国際関係における行為の法的責任を定めるとともに、自国の領域内に所在し、その司法権の下にある全ての個人に対する国家の義務を規定するものであることを考慮し、
- (4) 全ての国家間の政治的対話及び協力にとって、法の支配が根本的に重要であることに留意するとともに、法の支配は全ての国家に等しく適用されることを強調し、
- (5) 法の支配、平和及び安全保障、人権並びに持続可能な開発は相互に強く関連し、補強し合う関係にあることを認識し、
- (6) 人権及び基本的自由の普遍性、不可分性、相互依存性、非分離性及び補完性、並びに難民及び国内避難民を含め、自国領域内に存在し、その管轄下にある全ての個人の人権及び基本的自由を公平かつ平等に尊重し、促進し、保護するという全ての国家によりなされた公約を再確認するとともに、このことは国連憲章に定められた国家主権及び内政不干渉の原則と十分に両立することを強調し、

* キューバ、インド及びベネズエラの各代表団は留保を表明した。
スーダン代表団は、本文パラグラフ18について特に留保を表明し、それを理由に決議全体についても反対の意を表明した。

- (7) 国連憲章に基づき、人種、民族、皮膚の色、性別、言語や宗教、政治的意見やその他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位に基づくいかなる種類の差別をすることなく、万人の人権及び基本的自由を尊重するという国家の責任を強調し、
- (8) 女性の権利及びジェンダー平等のための既存の国際的な法的枠組み、特に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」並びに女性、平和及び安全保障に関する既存の国連安全保障理事会決議（第 1325 号等）の重要性を強調し、
- (9) 各国及び各地域の特性や歴史的、文化的、宗教的背景を念頭に置きつつ、全ての国家は、自国の政治的、経済的、文化的制度に関わりなく、あらゆる人権及び基本的自由を促進し保護する義務を有することを再確認し、
- (10) 人権の尊重、促進及び保護は国際社会の全ての構成員の関心事であることを認識し、
- (11) 基本的権利の促進及び保護のため、各国の政策を監視する手段として国連人権理事会が担う中心的役割を強調し、
- (12) 国際人権法に関する法律文書を批准することによって、各国はそれらの法律文書において想定される監視メカニズムについても承認することになることに留意し、
- (13) 第 128 回 I P U 会議（2013 年、キト）において採択された決議「保護する責任の強化：文民の生命を守る上での議会の役割」、とりわけ各国議会に対し、「関連する条約機関、とりわけ人権関連機関の要請による行政府の国別報告書の提出を監視し、地域的・国際的人権メカニズムにより関与する」よう奨励する本文パラグラフ 6 を想起し、
- (14) 独立した司法、国民を代表し、説明責任を負い包括的な機能を有する機関、説明責任を持つ行政、活動的な市民社会、また独立し責任あるメディアは、国家レベル及び国際レベルにおける法の支配の重要な構成要素であるとともに、民主主義並びにあらゆる人権の尊重、促進及び保護を保証するために必要不可欠なものであることを強調し、

- (15) 自国民を大量虐殺、戦争犯罪、民族浄化及び人道に対する罪から保護する国家の恒久的責任を想起し、
- (16) 正義、特に紛争状態又は紛争後の社会における移行期の正義は、持続可能な平和を達成する必須条件であることに留意するとともに、国家は国際犯罪を調査し起訴する一義的な義務を負うことを改めて表明し、
- (17) 女性は危機や紛争の際の主たる犠牲者であること、武力紛争やテロ行為、麻薬取引は女性の脆弱性を高め、レイプや誘拐、強制婚や若年結婚、搾取、性奴隷の形態により、ジェンダーに基づく暴力及び虐待のリスクに女性を一層晒すことを強調し、
- (18) かかる状況の中で、幼い女兒や、難民の女性、国内避難民の女性といった特定の女性集団は更なる危険に晒され、一層の保護を必要とすることを強調し、
- (19) 占領地域の住民の人権を尊重し、促進し、保護することは占領国の責任であることを想起し、
- (20) 国際人権法違反に関する声明又は対応において「二重の基準」を適用し、あるいは当該違反を政治問題化することは、最終的にはその法的有効性そのものを損なうことになることを考慮し、
- (21) 領土獲得のために軍事的行動を起こし、組織的に一般市民を殺害することにより、国家に取って代わろうとするテロ行為によって国際人権法に対して引き起こされる脅威の深刻さを認識し、
- (22) 国際的な集団安全保障体制の枠組みの中で、国際協力体制や、対話及び他の平和的手段による国際紛争解決の仕組みが前進することを切望し、
- (23) ミレニアム開発目標及び将来の持続可能な開発目標を達成することは、そのような前進に対して大いに貢献するであろうことを考慮し、
1. 国家間の関係を律する基準としての国際法を再確認する。
 2. また、法の支配に基づく民主的かつ公平な国際秩序に対する公約を再確認するとともに、各国議会が立法及び監視機能を通じ

て、国家レベルにおける法の支配を守る上で果たす重要な役割を強調する。

3. 国家の主権平等の原則、国家主権の原則並びに領土保全及び政治的独立の尊重を改めて表明する。
4. また、他国への内政不干渉の原則が人権及び民主主義の尊重を保証する手段であることを改めて表明するとともに、各国に対し本原則を尊重し促進するよう奨励する。
5. 各国は、国際法に対し然るべき配慮を払いつつ、外部からの干渉を受けることなく、自国の政治的、経済的、社会的制度を選択し、適切と判断する方法によって国家内部を組織する権利を有することを強調する。
6. 各国に対し、自国の憲法上のプロセスに従って、主要な国際人権条約の批准を検討し、差別の無い人権の尊重、促進及び保護のための条約に基づく義務を履行するよう強く要請する。
7. ジェンダー平等に基づき、女性及びマイノリティが法の支配の恩恵を十分享受できるようにすることの重要性を強調するとともに、行政制度や司法制度を含め、平等権を守り、完全かつ平等な参加を確実にする決意を改めて表明する。
8. また、障害者が人権を十分に享受する権利、特に政治的及び公共的な問題を含め、生活に関わるあらゆる分野に参加する権利を強調する。
9. 各国に対し、国際人権法に基づく自国の義務を誠実に実施し解釈するためのあらゆる適切な立法措置、行政措置及びその他の措置を講ずるよう強く要請するとともに、各国議会に対し、各国の義務の履行の監視に積極的な役割を果たすよう要請する。
10. 国際人権法について、国内法の制定における場合も含め、国際法に適合しないいかなる一方的な解釈や適用も拒絶するとともに、人権は、いかなる国家、集団又は人物であっても、国際人権法で認められた権利又は自由の一切を無効にすること、あるいは、これらを国際人権法の関連規定に定める限度をはるかに超えて制限することを目的としたあらゆる活動又は行為に関与

できる権利を意味するかのように解釈されてはならないことを改めて表明する。

11. 国連人権理事会及び各国における国際人権法の遵守状況を監視するため条約に基づき設けられた既存の独立したメカニズムへの支持を表明するとともに、かかるメカニズムの一層の強化を要求し、各国議会に対し、これらの監視メカニズムに積極的に参加するよう要請する。
12. 各国議会に対し、1993年の「人権の促進及び保護のための国内機構の地位に関する原則」（パリ原則）に従って、独立した有効な国内人権機関の整備を支援し、また信仰、性、年齢、性的指向、言語、民族的出身又はその他の地位に基づく差別なく、平等かつ有効な保護を万人に保証する等の手段により、人権の尊重、促進及び保護のための国内制度を強化するよう奨励する。
13. 各国に対し、国連憲章の目的及び原則に従って、国際平和及び安全保障、正義、並びに人権及び基本的自由が尊重される方法で、いかなる国の領土保全や政治的独立に対しても、武力による威嚇又は武力の行使を慎み、平和的手段によって紛争を解決するよう訴える。
14. 各国に対し、外交上、自国の経済、財政及び通商上の手段が、国際法及び国連憲章の目的及び原則に沿ったものとなるよう強く要請する。
15. 災害、危機又は武力紛争が生じた際には、国際社会による人道的・経済的支援の提供を強く支持する。
16. 国連憲章に基づく国際平和及び安全保障を維持するため、国連安全保障理事会が一義的責任を負うことを改めて表明する。
17. 各国に対し、決定の正統性を高めるため、国連安全保障理事会の改革及び国連全般の改革、特に人類の重大な危機に対処するための機構改革を行うこと等により、集団的・個別的安全保障体制を強化し、国際社会の更なる民主化を実現するよう要請する。

18. いまだ「ローマ規程」及び「国際刑事裁判所の特権及び免除に関する協定」の締約国となっていない各国に対し、締約国となるべく検討するよう要請するとともに、国際犯罪について適切な捜査及び起訴が可能となるよう、自国の法制度を強化し国際刑事裁判所に全面的に協力するよう要請する。
19. 全ての人権を包含する、権利に基づくアプローチを確保し、正義、平等・公平、グッド・ガバナンス、民主主義及び法の支配の問題に対処し、平和な社会及び暴力からの自由を推進する新たなポスト 2015 開発アジェンダに対し、全面的な支持を表明する。
20. 人権の尊重、促進及び保護と、国家レベル及び国際レベルにおける法の支配の発展において各国議会、I P U 及び国連がより一層協力するよう訴えるとともに、長年にわたる進歩と発展を反映させ、I P U と国連との間の制度的な関係をより強固なものとするため、新たな協力協定が起草されることを勧告する「国連、各国議会及び I P U の間の相互作用」に関する国連総会決議 68/272 を強く支持する。
21. 平和及び国際安全保障の促進により一層貢献する手段の一つとして、本決議に基づく宣言を作成するために I P U 内に委員会を設立することを提案する。

別添 4

無辜の市民、特に女性及び女兒に対するダーイシュや
ボコ・ハラムのような組織により実行される
あらゆるテロ行為との闘いにおける各国議会の役割

(2015年3月31日(火)、本会議にて全会一致により採択)

第132回 I P U 会議は、

- (1) あらゆる形態のテロリズム及びその発現は、動機及び実行者又は行われた場所如何にかかわらず、犯罪であり正当化され得ないことを考慮し、
- (2) テロリズムは、いかなる宗教、国籍若しくは文明、又はいかなる民族とも関連付けてはならないことを再確認し、
- (3) テロ行為を行い、命令を下し、資金提供を行い、又は支援した者は、法の裁きを受けなければならないことに留意し、
- (4) そのような暴力行為が、市民、特に女性、子供及び高齢者を標的としていることを強調し、
- (5) テロリズムが国際平和及び安全に対して脅威を与え続けていることに重大な懸念を表明し、
- (6) 自称イラク・レバントのイスラム国 (I S I L) (別名ダーイシュ) が、ボコ・ハラムの忠誠の誓いを受け入れたことに留意し、
- (7) ボコ・ハラム及び I S I L による虐待行為の範囲及び展開が、イラク及びシリアの新たな領域に着実に拡大していることを考慮し、
- (8) ナイジェリア、チャド、ニジェール、カメルーン及びベナンが、ボコ・ハラムと闘うために、2月初旬に 8,700 名を動員することを決定したことに留意し、
- (9) I S I L のイデオロギーにより、例えばブリュッセル、パリ、シドニー、そして最近ではチュニスといった世界の他の地域においてテロ攻撃が引き起こされ、また、これらの攻撃が、明らかに、

民主主義を根底から崩し恐怖を植え付けることによって異文化間の対話及び交流を妨げることを目的としていることを考慮し、

- (10) ユネスコが「文化浄化」と称して非難した I S I L による組織的な略奪や文化破壊を強く懸念し、
- (11) あらゆるテロ対策が、国際法、特に人権法、難民法及び人道法に準拠しなければならないことに留意し、
- (12) 全ての関連国連決議、特に安全保障理事会により採択された、テロリズム及び国境を越えた組織犯罪に関する決議を想起するとともに、あらゆる形態のテロリズムへの資金提供を非難し、
- (13) 第 9 回女性議長会議で採択された宣言を含む、テロリズムに関する I P U 関連決議を想起し、
 1. あらゆる非人道的なテロ行為及び暴力が激化していることを、可能な限り最も強い表現で非難する。
 2. 各国議会に対し、関連する国連安全保障理事会決議の履行に貢献するため、立法手段を用いるよう要請する。
 3. 全ての議会に対し、I S I L 及びボコ・ハラムによる行為を厳しくかつ全会一致で非難するよう要請する。
 4. 各国間の情報交換を円滑にするため、国家安全保障機関と情報機関の協力を推進するよう要求する。
 5. 各国議会に対し、国連安全保障理事会決議 2161 (2014 年) 及び 2170 (2014 年) に従い、I S I L 又はボコ・ハラムに資金援助を行うあらゆる個人又は組織を訴追するよう、自国政府に対して圧力を掛けることを要請する。
 6. これらの組織の名において戦争犯罪又は人道に対する罪に手を貸した者は何人であっても、法の裁きを受けなければならないことを要請する。
 7. また、I S I L やボコ・ハラムのようなテロ組織が活発な国において、女性及び子供に対し特別の配慮をするよう要請する。

8. 文化財の意図的な破壊や組織的な略奪を非難し、責を負うべき者に責任を負わせ、法の裁きを受けさせることを要請する。
9. 各国議会に対し、このような組織に兵士として加わる市民に対する共通の戦略を立案するよう要請するとともに、この目的のために国家間の情報交換の手法が開発されるよう提案する。
10. また、各国議会に対し、インターネット、特にソーシャル・ネットワークを通じた戦闘員の遠隔地採用及び宣伝活動に対抗するための共通の戦略を取り入れるよう要請する。
11. 国連の権限ある機関に対し、ボコ・ハラムと闘うため、中部アフリカ諸国経済共同体及び西アフリカ諸国経済共同体の国々による現地の取組を支援するために必要な緊急措置を採るよう強く要請する。
12. 問題の解決策を見いだすために、チャド湖流域委員会、アフリカ連合及び国際社会が採ったイニシアチブ、特に多国間の合同タスクフォースの設立を支持する。
13. テロリズムとの闘いに関わる全ての国の政府と議会の対話の重要性を再確認する。

ハノイ宣言
持続可能な開発目標：言葉を行動に移す

(2015年4月1日(水))

我々、130を超える国及び23の国際・地域議員会議の議員は、ベトナムのハノイに集い、新たな持続可能な開発目標を検討し、これを達成する上での我々の役割について熟考した。

我々の宣言は、以下のとおりである。

科学技術、衛生、知識及び物質的な豊かさにおいて世界的な進展があったにもかかわらず、世界中で多くの人々が進歩から取り残されたままとなっており、長年にわたる経済的及び社会的格差は、地球全体に被害が及ぶほど増大している。

この状況は、差し迫った気候変動の脅威や社会的混乱、政治的不安定並びに国内及び国家間の紛争のうねりによって悪化しており、顕在化している。ミレニアム開発目標がそうであったように、国際公約は、強固な政治的意思、リーダーシップ及び各国のオーナーシップによってのみ果たすことができる。議会人として、我々は行動する道徳的義務がある。

2015年9月に行われる、新たなポスト2015年開発アジェンダと持続可能な開発目標の採択により、貧困撲滅を持続可能な開発と結びつける普遍的で統合的な、全ての国に適用されるアプローチを用いて、世界的な課題に対応するための唯一の機会がもたらされるだろう。

ビジョン

この重大な時期において、我々世界の議会人は、あらゆる形態の貧困を撲滅し、不平等をなくし、それにより全ての個人が各々の最大限の能力を発揮できるようにするため、全ての人権の実現に基づいた人間中心の持続可能な開発のための我々のビジョンを再確認する。そのためには、国連憲章及び国際法の完全な遵守の下での平和及び安全という条件が必要となる。

貧困撲滅及び持続可能な開発は我々全てにとっての共通の責務であり、我々は皆、より良く、より公平な資源の分配のために努力しなければならない。我々の現在の生産及び消費パターンは明らかに持続可能ではなく、全ての国（先進国及び途上国双方）が、共通だが差異ある責任の原則に基づき協働する必要がある。これが、我々が包摂的かつ持続可能な成長の共通モデルに向けて前進できる唯一の方法である。

人間中心のアプローチには環境正義が求められる。地球とその全ての生態系は、人類全体が現在及び将来にわたり享受できる共通の財産として扱われなければならない。人間の福利は、国内総生産にとどまらない基準により測定される持続可能な開発及び発展のための全ての政策の推進力でなければならない。人々は納税者や消費者以上のものである。彼らは、互いに権利と責任を与えられた市民である。我々は、我々の最も重要な資源として、彼ら、つまり、その健康、栄養、教育及び技術に、投資しなければならない。

全ての政府機関は全ての人を代表し、全ての人に対しアクセス可能でなければならない。文化の相違は尊重され、持続可能な開発に対する自国のアプローチが採用されるべきである。性別、人種、文化、宗教及び健康状態にかかわらず、全ての人々は、平和と共通善のために協力して活動する権利を与えられなければならない。

公約

持続可能な開発目標が、微妙な妥協の産物であることを認識しつつ、我々は、あらゆる国における政策決定をもたらすこの転換的な枠組みに期待する。

我々は、健康的な生活、福利、ジェンダー平等、女性の地位向上、国内及び国家間の不平等の減少及びガバナンスに関する目標を含めることを主張する我々の取組が、実を結んだことを嬉しく思う。我々は、保健の問題により広く焦点が当てられたことを高く評価する。これにより、非伝染性疾病のような新たな課題に対処する一方で、エイズ撲滅の機会を得ることになる。

我々は、気候変動に向けた緊急行動を要求する新しい目標を歓迎し、新たな枠組みを支援するために結集されなければならない、資金調達、貿易、科学技術、能力構築及び制度改革といった実施の手段に関する幅広い目標を高く評価する。この目標は、現在の開発のためのグローバルなパートナーシップに新たな活力を注入することとなる。

我々は、特に選挙民に目標を知らせることにより、目標に関する各国のオーナーシップを強化するために最善を尽くすことを約束する。国民は、目標がどのように自らの生活に関わっているかを理解しなければならない。我々は国民の代表として、一人一人の、そして全ての声が、政治的プロセスにおいて差別なく、社会的地位に関係なく聴取されることを保証する責任がある。

我々は、重要な予算プロセスを含め、目標を強制力のある国内の法律及び規制に変換することを約束する。各国は、全ての目標が達成されることを確保するため、それぞれの役割を果たさなければならない。

行動

我々は、議会人として、各々の国家の特性を尊重した方法で、新たな目標を達成する取組を支援しなければならない。我々の責務は明瞭である。即ち、各国政府に、自らが署名した目標に対する説明責任を持たせること、また、それを可能にする法律を成立させ、予算を採択することを保証することである。

我々の最優先の課題は、我々の制度及び意思決定プロセスが*目的に適合している*ことを保証するよう、それらを検証することではなくてはならない。

国民の代表として、我々の関心は、他の何よりも公共の利益を保護し、共通善を追求することである。我々は、自らの審議において、個人の利害が過度な影響を及ぼすことを阻止しなければならない。我々は、現実的な解決策に基づいたコンセンサスの形成に焦点を当てなければならない。

我々は、この目標の部門横断的な性質を反映させるため、自国の議会及び国の行政機関の中で、なわばり意識を克服するよう努める。我々は、この目的のため、議論と監視のための十分な時間を取って、全ての議会において目標を制度化するよう最大限の努力をする。議会の委員会及びプロセスは、全ての目標を一貫して追求しなければならない。

我々は、各国が、市民社会の意見を聴いて行うものを含め、包摂的かつ参加型手段によって策定され、国際的な人権枠組みに沿った持続可能な開発計画を有するよう取り計らうことによって、目標に対する国のオーナーシップ構築を支援する。

我々は、適用される目標及びターゲット並びに資金調達的手段が明確に特定され、国の持続可能な開発計画に沿った法律及び予算の規定を制定することを約束する。各国政府は、議会に対し、本計画の実施に関して毎年報告を行うべきである。各国議会は、最も重要となる現場での進展を評価するため、有権者から定期的にフィードバックを受けるべきである。

さらに我々は、国の平均という観点からだけでなく、最も重要なこととして、我々の社会において最も脆弱で恵まれない人々がどのように暮

らしてきたのかを注視することによっても、進展を評価することを約束する。誰一人として取り残されることがあってはならない。ジェンダー、年齢、マイノリティ集団及び健康状態に基づくものを含む、データの収集及び分類のための高い能力を国家が有することは極めて重要である。

我々は、官民からの資金調達を含め、また国及び国際レベルの双方で、目標を達成する手段を動員するにあたっての我々の役割を認識しつつ、あらゆる国際公約の実施を支持する。とりわけ、不正な資金の流れに対抗することも含め、国内資源を増加させるべく活動する。我々は、持続可能な開発を直接的に支援する方法で、援助の質及び量を改善し、秩序ある公的債務再編メカニズムを創設し、官民パートナーシップを通じて行うものを含め、民間セクターの投資環境を強化し、世界規模の財政、金融及び貿易体制を改革する。

最後に、我々は世界レベルで目標を達成するための説明責任を支持することを約束する。我々は、世界的な進捗報告が議論される国連経済社会理事会の年次会合に自国の代表団を参加させるよう努める。我々は、国連持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラムに提出された各国レビューに対し貢献する。我々は、実現可能な場合はいつでも、国の計画を進展させるために、情報を共有し、協力に向けたあらゆる手段を尽くすよう、自国における国連の現地活動に関与するよう努める。

我々は、本宣言及びその前身であるキト声明の中心的なメッセージが、本年行われる第4回世界議長会議の成果に反映され、その成果が同様に2015年9月の国連サミットへの情報提供となるよう要請する。

我々は、各国政府に対し、国民の真のニーズと期待とを念頭に置き、また、持続可能な開発、民主的ガバナンス及び人権との間の重要な連関に焦点を当てつつ、交渉を行うよう強く要請する。ポスト2015年国連宣言は、結果に対する説明責任を保証する力量と能力とを有した強固な公的制度（議会を含む）を構築することを誓約するものでなければならない。我々は、新たな開発アジェンダに関する進捗及び監視にあたって、議会及びその世界的機関としてのIPUの重大な役割及び責任を高く評価するよう宣言の起草者を奨励する。

さらに我々は、ポスト2015年開発アジェンダ、開発のための資金調達、気候変動及び防災について本年行われる交渉の成果の一貫性は、国内レベルにおける効果的な実施に必要な不可欠であることを強調する。

我々は、持続可能な開発目標に対する我々の意識を高め、我々の声を国連に届けたという点において、我々の世界的機関である I P U に深く謝意を表す。我々は、I P U が目標を達成するための我々の取組を引き続き支援することを期待する。

協力により、我々は成功する。